

利用にあたって

1 調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成22年国勢調査はその19回目に当たる。

2 調査の時期

平成22年国勢調査は、平成22年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

3 調査の法的根拠

平成22年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

4 調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、市内に常住している者について行った。

ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- (2) 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- (3) 刑務所に収容されている受刑者は刑務所

5 調査事項

平成22 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を15 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 5 項目、計20 項目について調査した。

6 調査の方法

平成22 年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市区町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした。